

市長提案説明

ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を申し上げます前に、私は来春の市長選におきまして、再選を目指すことといたしましたので、御報告させていただきます。

平成23年の春に小樽市長に就任させていただいて以来、これまで3年4か月、市政を担う中で、財政の健全化をはじめ、企業誘致や観光振興の推進などを通じて地域経済の活性化に精力的に取り組んでまいりましたが、少子化を含めた人口問題、公共施設の耐震化や防災対策など、小樽にはまだ解決すべき幾多の課題が山積しており、課題解決に向け、さらに取組を進めていくことが自らの責務であると考えました。

今はまだ任期半ばであり、まずは残された在任期間に全力を傾けてまいりたいと考えております。

それでは、各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの平成26年度各会計補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、平成25年度に、国や道などから超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上したほか、税・社会保障・災害対策分野における情報連携のための社会基盤となる、いわゆる「マイナンバー制度」のシステム整備事業費、来年4月1日からの生活困窮者自立支援法施行により実施が義務付けられる「自立支援相談事業」のモデル事業費、「福祉バス」の老朽化に伴う新車購入経費、PM2.5など市内の大気汚染状況を常時監視するためのシステム整備事業費、本年10月から定期予防接種に追加される「水痘ワクチン」及び「高齢者の肺炎球菌ワクチン」の接種に伴う費用などについて、所要の経費を計上いたしました。

また、本年度の普通交付税の交付額が決定したことから、予算額を上回る分について所要の補正を計上いたしました。さらに、平成25年度一般会計の決算剰余金である「繰越金」の2分の1を「財政調整基金」へ積み立てるとともに、平

成25年度の決算状況なども踏まえ、「庁舎建設資金基金」へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する一般会計の財源といたしましては、地方特例交付金、地方交付税、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに6億2,137万8,000円の増となり、財政規模は569億8,073万1,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計について説明申し上げます。

国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業において、平成25年度に、国や道から超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上いたしました。

また、病院事業において、債務負担行為として、現小樽病院の解体工事費及び駐車場整備工事費を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第20号までの平成25年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額601億8,428万3,954円に対し、歳出総額は598億9,777万9,662円となり、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は2億8,639万2,292円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は1億2,973万6,158円の黒字、実質単年度収支は、4億4,375万9,396円の赤字となりました。

平成25年度は、歳入では、特別交付税が予算を下回ったものの、歳出では、職員給与費、生活保護費などにおいて不用額が生じたことなどにより、実質収支は黒字となりましたが、財政調整基金の取崩額等を考慮した実質単年度収支は、赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成25年度の健全化判断比率等についてであります。また、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は算定の結果、平成24年度と同様に比率自体が計上されないこととなり

ました。「実質公債費比率」は13.7パーセント、「将来負担比率」は88.4パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、平成24年度と比較しますと、「実質公債費比率」は同率、「将来負担比率」は5.2ポイント改善されました。

また、病院事業などの公営企業に係る「資金不足比率」につきましても、算定の結果、平成24年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成25年度において実施した主な事業について、第6次小樽市総合計画の「まちづくり5つのテーマ」に沿って説明申し上げます。

まず、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち『生涯学習』」の分野では、児童生徒が「音読」に意欲的に取り組むことや家庭への一層の普及を図ることなどをねらいに、読み方や声を工夫して競い合う「第1回小樽音読カップ」を開催したほか、手宮地区統合小学校の校舎建設工事の着手と、山手地区統合小学校の校舎建設に向けた基本設計を行うとともに、桜小学校の耐震補強工事及び大規模改造工事を行いました。

また、新光・オタモイ二つの学校給食共同調理場を統合し、新たな共同調理場として建設工事を進めてきた「小樽市学校給食センター」が完成し、平成25年8月から供用を開始いたしました。

2点目の「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち『市民福祉』」の分野では、奥沢保育所の新園舎建設工事が完了し、平成26年4月から供用を開始したほか、銭函保育所の老朽化に伴い、新たに子育て支援センターを併設した保育所として改築するための実施設計などを行いました。

また、地域医療の関連では、旧市立病院看護師宿舎跡地に建設を進めていた「新夜間急病センター」が完成し、平成25年7月から供用を開始したほか、新市立病院につきましては、本年12月の開院に向け本体工事を進めてまいりました。

3点目の「安全で快適な住みよいまち『生活基盤』」の分野では、東日本大震災を契機とした防災対策の強化としまして、町会等で行う避難訓練等で活用可能な「津波浸水想定映像DVD」の作成、市民や観光客の迅速で的確な避難を図るための「津波注意喚起標識板」の設置、町会等への防災ラジオの配布を行ったほ

か、避難所の環境整備を促進するため、非常用食糧等の計画的な配備や市内9か所の社会福祉施設と協定を結んだ「福祉避難所」の機能確保のための備品整備を行い、災害時に安心して生活ができる体制の構築を進めました。

このほか、消防救急無線のデジタル化に対応する高機能消防指令センターの整備が完了したほか、消防署長橋出張所に災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を配備しました。

4点目の「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち『産業振興』」の分野では、本市への企業立地を促進するため、平成24年度に東京で開催した企業立地トップセミナーを平成25年度は大阪で開催したほか、「小樽市企業立地促進条例」を改正し、新たに本市に進出する企業や既存企業に対する支援制度を拡充いたしました。

また、本市観光の新たな魅力づくりを進めるため、小樽観光振興公社が所有する観光船の老朽化に伴う新造船を目的とした増資に対する出資を行ったほか、北運河地域の観光の将来像などを示した「北運河及び周辺地域観光戦略プラン」を策定いたしました。

このほか、大型クルーズ客船の寄港に対応するため、昨年度に引き続き勝納ふ頭の整備を行いました。

5点目の「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち『環境保全』」の分野では、「小樽市環境基本条例」の具体化を図るための「環境基本計画」策定作業として、基礎調査や市民アンケート等を行ったほか、「小樽市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した公園の木製遊具の更新や小樽公園の測量及び実施設計を行いました。

そのほか、依然として厳しい本市の雇用情勢に鑑み、市独自の雇用対策事業をはじめ、北海道の基金を活用した「緊急雇用創出推進事業」を行うとともに、地域経済活性化等推進資金基金を活用し、地域の雇用維持・創出及び地域経済活性化に資する各種事業を行いました。

また、平成25年1月に閣議決定された国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の取組の1つとして、平成24年度補正予算に計上され、本市へ交付され

た「地域の元気臨時交付金」につきましては、平成25年度に行った建設事業の財源として活用したほか、平成26年度中に行う建設事業の財源として活用するため、新たに基金を設置し一部積立を行ったところであります。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税が約1億4,139万円、国庫支出金が約1億2,335万円、繰入金が約8億2,671万円、市債が6億8,090万円減収となり、歳入総額では、約16億4,082万円の減収となりましたが、このうち、約7,795万円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成26年度に歳入される予定となっております。

歳出につきましては、翌年度への繰越事業分を除き、約18億4,926万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費では扶助費の減などにより約7億8,843万円、教育費では学校給食共同調理場建設事業費の減などにより約2億1,060万円、職員給与費では職員手当等の減などにより約2億1,019万円の不用額を生じました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額175億7,419万8,866円に対し、歳出総額170億9,875万2,463円となり、差引き4億7,544万6,403円の剰余金を生じました。この剰余金のうち、2億1,044万6,533円は、国・道支出金が超過交付となったものであり、平成26年度に返還するものであります。

住宅事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、12億3,126万6,661円となりました。主な事業といたしましては、市営住宅改善事業として、塩谷D住宅及び新光B住宅54、55、56棟の外壁等改修工事を行ったほか、北海道から移管を受けた若竹住宅1号棟の耐震・リモデル工事などを行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額138億6,411万5,684円に対し、歳出総額138億6,294万5,241円となり、差引き117万443円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金の交付不足額9,958万728円については平成26年度に追加交付され、超過交付とな

った5,795万1,306円は平成26年度に精算いたします。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額20億369万1,107円に対し、歳出総額19億6,970万7,857円となり、差引き3,398万3,250円の剰余金を生じました。この剰余金のうち3,224万5,780円は平成25年度の後期高齢者医療保険料のうち、後期高齢者医療広域連合へ納付未済となったもので、平成26年度に同広域連合へ納付するものであります。

なお、土地取得事業会計につきましては、土地開発基金の廃止に伴い、平成25年度末をもって廃止しました。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、一般会計繰入金などの増により、平成24年度に比べ収益が増加し、単年度資金収支は7,218万2,489円のプラスとなり、平成25年度末資金過不足額も、平成22年度から引き続きプラスを維持しております。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益の減などにより1億9,786万1,297円の減収となり、支出では材料費の減などにより2億4,067万3,940円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れや道補助金の減などにより16億478万2,000円の減収となり、支出では建設改良費の継続費通次繰越額として15億9,688万5,000円を翌年度へ繰り越すことから、不用額は2,011万5,676円となりました。

また、平成25年度末の地方財政法上の資金不足を解消するため、一般会計から財源を繰り入れ、公立病院特例債を全額繰上償還いたしました。

なお、6億375万3,306円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は46億4,498万4,006円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより4,197万8円の増収となり、支出では人件費などで



9、201万576円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより2、266万9、339円の減収となり、支出では建設改良費などで4、741万7、327円の不用額を生じました。

なお、4億2、253万8、933円の当年度純利益を生じたことにより、全額を減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の減などにより302万1、817円の減収となり、支出では維持管理費などで1億2、285万7、463円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより1億7、956万652円の減収となり、支出では建設改良費などで6、803万9、785円の不用額を生じました。

なお、3億7、062万7、405円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は85億8、476万1、417円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増などから8、154万7、998円の増収となり、支出では維持管理費などで105万8、052円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、支出の建設改良費で9万5、000円の不用額が生じました。

なお、6、452万9、050円の当年度純利益が生じたことにより、全額を利益積立金として処分する予定であります。

続きまして、議案第21号から議案第29号までについて説明申し上げます。

議案第21号 資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、防災・減災の対策を推進するための事業の資金を積み立てるため、新たに防災・減災対策事業資金基金を設置するものであります。

議案第22号 山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、天神3

丁目所在の山林の一部の売却に伴い、地積を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、戸籍の電算化に伴い、磁気ディスクから出力される戸籍記載事項証明等についても従前どおり手数料を徴収できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 手数料条例及び薬事法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、薬事法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号 総合福祉センター条例及び福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号 児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、さくら学園において行う事業を新たに追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について定めるものであります。

議案第28号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めるものであります。

議案第29号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイG住宅のうち昭和41年度に整備された50戸のうち24戸及び昭和43年度に整備された45戸の合計69戸並びにオタモイG厚生住宅を用途廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。